

## ◆指定給水装置工事事業者の変更手続き一覧◆

### 指定事項の変更の届出

#### 1 届出に必要な書類

届出事項 変更事項	法人					個人		
	注1) 届出書	登記事項 証明書	定款 (写)	注2) 誓約書	注3) 事業者証	注1) 届出書	住民票	注3) 事業者証
氏名又は名称						●	●	●
住所						●	●	●
電話番号	●					●		
FAX番号	●					●		
事業所の名称	●	●			●			
事業所の所在地	●	●			●			
代表者の氏名	●	●	●	●	●	●	●	●
役員の氏名	●	●		●				

注1) 届出書は、「様式第3号 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」です。

注2) 誓約書は、「様式第2号 誓約書」です。

注3) 事業者証は、当局発行の「福島市水道局指定給水装置工事事業者証」を返却してください。

※事業者証は「福島市水道局指定給水装置工事事業者更新証明書」ではなく、当局指定時または指定事項変更時にお渡ししたのになります。

#### 2 注意事項

- (1) 当該変更のあった日から30日以内に提出してください。
- (2) 届出書の「変更年月日」は、変更事項の生じた日「登記日」を記入してください。
- (3) 登記事項証明書は、**履歴事項全部証明書**とします。
- (4) 定款は、余白に「原本証明」を記載してください。

☆原本証明の例

本書は原本と相違ないことを証明いたします。

〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社 〇〇水道

代表取締役 〇〇 一郎 印

- (5) 届けている役員が退任のみである場合は、誓約書の提出は必要ありません。
- (6) 個人(法人)事業者から法人(個人)事業者への変更は、指定事項の変更では申請できません。  
この場合は、「個人(法人)事業者の廃止」申請をした後、「法人(個人)の新規指定」申請をしてください。

## 主任技術者の選任・解任・変更の届出

### 1 届出に必要な書類

届出事項 変更事項	法人及び個人			
	注1) 選任・解任届	注2) 指定事項変更届	注3) 主任技術者免状(写)、 または主任技術者証(写)	運転免許証、マイナンバー カード等の顔写真付 き本人確認書類(写)
選任	●		●	●
解任	●			
氏名の変更		●	●	

注1) 届出書は、「様式第5号 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」です。

注2) 届出書は、「様式第3号 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」です。

注3) 氏名の変更の場合は書換え後の主任技術者免状等の写しを添付してください。

### 2 注意事項

(1) 主任技術者を選任または解任したときは、遅滞なく提出してください。

また、婚姻等で氏名の変更があった場合も、忘れずに届出をしてください。

(2) 主任技術者が欠けたときは、当該事由発生日から2週間以内に提出してください。